和歌山県景観条例
新宮建設部管内　エリア別届出対象行為
R8.6 時点

⓪景観計画区域

（1）景観計画区域（県全域。ただし、和歌山市、田辺市、高野町、有田川町を除く。）

区分		規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		高さ13m超 または 建築面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模替え又は色彩の変更	(1)製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に類するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2)広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超
	(3)その他の工作物	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		都市計画区域内　3,000㎡超 都市計画区域外　10,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		都市計画区域内　3,000㎡超 都市計画区域外　10,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		3,000㎡超

和歌山県景観条例
新宮建設部管内　エリア別届出対象行為
R8.6 時点

①熊野参詣道(中辺路)　特定景観形成地域

熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとします。

区分		規模		
		バッファゾーン	国道168号沿道（道路境界から200m）	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
	③その他の工作物	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て		全ての行為	－	－

赤枠内
すべての行為

和歌山県景観条例
新宮建設部管内　エリア別届出対象行為
R8.6 時点

②熊野川周辺　特定景観形成地域

熊野川周辺特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとします。

区分		規模		
		バッファゾーン	国道168号沿道（道路境界から200m）	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント等 ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場等	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
	③その他の工作物	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て		全ての行為	―	―

赤枠内
すべての行為

和歌山県景観条例
新宮建設部管内　エリア別届出対象行為
R8.6 時点

③熊野参詣道(大辺路)　特定景観形成地域

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとします。

区　分		規模 ①バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	規模 ②世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道（歩行者動線から両側50m、200m）	規模 ③その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		全ての行為	高さ 10m超 または 延べ面積 500 ㎡超	高さ 13m超 または 延べ面積 1,000 ㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1)製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	赤枠内 すべての行為	高さ 10m 超 または 築造面積 500 ㎡超	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 ㎡超
	(2)広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ 10m 超	高さ 13m 超
	(3)その他の工作物	全ての行為	高さ 10m 超	高さ 13m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		全ての行為	1,000 ㎡超	2,000 ㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		全ての行為	1,000 ㎡超	2,000 ㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		全ての行為	1,000 ㎡超	2,000 ㎡超
水面の埋立て		全ての行為	—	—